

## ○ 資源管理基本方針の一部を改正する告示（案）への提出意見及び意見考慮結果・理由等

- ・頂いた御意見とその回答の対応が分かるよう、御意見は適宜間隔を広げております。
- ・頂いた御意見のうち、個人の特定につながり得る箇所は下線部のとおり一部修正させていただきました。その他修辭上の修正も必要に応じて施しております。

番号	御意見の概要	検討結果
1	<p>魚の名前をなぜ平仮名で書くのか？ 「びんなが」をインターネットで検索すると、「ビンナガ」の間違いだと認識して「ビンナガ」の結果が表示される。そして発音の面でも「びんなが」と「みんなが」はほぼ同じである。せめて「びんながまぐろ」表記にしないと色んな面で不便である。</p>	<p>資源管理基本方針では、外来語ではない魚種名については、標準和名を平仮名で表記することとしております。</p>
2	<p>自分は近海マグロ延縄漁船を経営しています。2年程前からコロナで値段が徐々に値下してまゝす。クロマグロ以外を主にとっています。1月から3月には、クロマグロが漁獲規制であまりにも枠が少な過ぎて経営ができなくなってきました。規制は分かります。餌代や石油代が値上し人件費もかかります。</p> <p>来年はIQ方式だと聞いていますが、IQ方式になるなら割り当てを上げてもらわないと1年2年で半分以上は倒産に追い込まれると思いま</p>	<p>【くろまぐろの漁獲枠はWCPFCによる厳格な管理が行われていること】</p> <p>くろまぐろ資源については、過剰漁獲により資源量が歴史的最低水準付近まで減少したことを受け、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）における合意内容に基づき、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 30kg未満の小型魚の漁獲を平成14年（2002年）～16年（2004年）水準から半減させること</li> <li>2) 30kg以上の大型魚の漁獲を同期間の水準から増加させないこと</li> </ol> <p>等の厳しい国際的な管理が実施されており、大型魚の我が国への国別割当ては毎管理年度4,882トンとなっております。</p> <p>このように厳格な数量管理が国際的に求められる中で、我が国の漁獲枠は、水</p>

	<p>す。お金に余裕がある船でも3年4年だと思えます。このままだと本当にマグロ漁師がいなくなります。</p> <p>このまま漁獲規制の枠が増えない状況で来年再来年の事を考えると怖くて怖くてどうしたらいいのかわからないです。まだまだ船の借金があるので辞めようと思ってもやめられない。僕は親の代から初めて30年になります。今も25才と26才の若い2人が乗船しています。</p> <p>今後マグロ漁師を無くすやり方じゃなく漁獲規制の枠を考えてもらいたいです。宜しくお願いします。</p>	<p>産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会によりとりまとめられた「第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」に基づいて、関係する大臣許可漁業及び都道府県に配分しているところです。</p> <p>この大臣許可漁業及び都道府県への配分量については、その増枠に関し各方面から様々御意見をいただいておりますが、我が国の漁獲枠の増枠が実現していない現状では、各種の事情に配慮して、特定の漁業種類等に対する配分を増やすことができる状況にはありません。ただし、こうした状況ではありますが、かつお・まぐろ漁業に対しては資源評価に用いられる漁獲データ収集のため、30kg以上の大型魚の漁獲枠について、令和元年度（2019年漁期）から、漁期途中の追加配分を行ってきており、また、関係する漁業者の皆様による資源管理の取組等により一定程度資源の回復傾向が見られたことから、かつお・まぐろ漁業に対するくろまぐろ（大型魚）の配分数量は、平成30年（2018年）の218.8トン（東シナ海等かじき等流し網漁業等含む）から令和3年（2021年）7月現在で571.4トンにまで増加させています。</p> <p>我が国としましては、引き続き、WCPFCにおいて我が国の漁獲枠の拡大に努めるとともに、来年度以降の漁期の配分については、WCPFCにおいて我が国の漁獲枠が決定した後に、適切に対応してまいります。</p>
3	<p>2年前に会社を設立し、多額の借金をしマグロ漁を開始しました。</p> <p>すぐさまコロナで大打撃を受け、マグロ漁をしていますが、マグロの漁獲規制としての漁獲枠があまりにも少なく、今からという時にいつも規制がかかり、売り上げも伸びません。</p> <p>船の維持費にもお金がかかり、従業員を抱え</p>	<p>【くろまぐろの漁獲枠はWCPFCによる厳格な管理が行われていること】</p> <p>くろまぐろ資源については、過剰漁獲により資源量が歴史的最低水準付近まで減少したことを受け、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）における合意内容に基づき、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1）30kg未満の小型魚の漁獲を平成14年（2002年）～16年（2004年）水準から半減させること</li> <li>2）30kg以上の大型魚の漁獲を同期間の水準から増加させないこと</li> </ol>

<p>ていますし、首にすることも出来ず、お給料を出すのがやっとでした。</p> <p>今年のマグロ漁は一体どうになってしまうのか、会社が潰れてしまうのではないかと、不安です。</p> <p>しかし、やるしかないので、規制にとらわれず、マグロを釣って売り上げをのばし、何とか会社をまわせるようにしなければなりません。</p> <p>今回のパブリックコメントの件も水産庁のホームページに出していますけれども、どこでど</p>	<p>等の厳しい国際的な管理が実施されており、大型魚の我が国への国別割当ては毎管理年度4,882トンとなっております。</p> <p>このように厳格な数量管理が国際的に求められる中で、我が国の漁獲枠は、水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会によりとりまとめられた「第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」に基づいて、関係する大臣許可漁業及び都道府県に配分しているところです。</p> <p>この大臣許可漁業及び都道府県への配分量については、その増枠に関し各方面から様々御意見をいただいておりますが、我が国の漁獲枠の増枠が実現していない現状では、各種の事情に配慮して、特定の漁業種類等に対する配分を増やすことができる状況にはありません。ただし、こうした状況ではありますが、かつお・まぐろ漁業に対しては資源評価に用いられる漁獲データ収集のため、30kg以上の大型魚の漁獲枠について、令和元年度（2019年漁期）から、漁期途中の追加配分を行ってきており、また、関係する漁業者の皆様による資源管理の取組等により一定程度資源の回復傾向が見られたことから、かつお・まぐろ漁業に対するくろまぐろ（大型魚）の配分数量は、平成30年（2018年）の218.8トン（東シナ海等かじき等流し網漁業等含む）から令和3年（2021年）7月現在で571.4トンにまで増加させています。</p> <p>我が国としましては、引き続き、WCPFCにおいて我が国の漁獲枠の拡大に努めるとともに、来年度以降の漁期の配分については、WCPFCにおいて我が国の漁獲枠が決定した後に、適切に対応してまいります。</p> <p>【今回のパブリックコメントの方法、周知等について】 今回のパブリックコメントについては、意見募集期間の設定や意見募集の方</p>
--	---

のようにたどり着けるのかすらも全く漁業者には分かりません。意見の締め切り日も HP には記載してましたが、所属している漁業組合に聞いても知らず、水産庁から組合にパブリックコメントの件に関して連絡したとしても、水産庁が漁業者達に分からないようにネット上で期日を決め、漁業者達にはそういったこともわからず、期日が過ぎたら、水産庁のホームページで募集をかけてましたって逃げられて、漁業者達は泣き寝入り。漁の停止命令とかは、必ずしも嫌でも通達が来ます。パブリックコメントの件も漁業者にはすごく大事な事なんで、確実に漁業者達に行き届くようにするのが本来ではないでしょうか。HP の隅に隠して漁業者達に知られないようみたいな、そんな悪質な水産庁のやり方に漁業者として納得いきません。

以前水産庁の方とお話をしたときに IQ のお話もしていただきましたが、1月から3月までのオリンピック方式は今まで通りで、4月からは IQ と説明を受けておりましたが、今回は又周年で IQ というところで、この先自分たちはどうしたらいいのかわかりません

法等は行政手続法等所定の法令に基づいたものであり、可能な限り関係する皆様に意見募集を実施している旨の周知を行っているところですが、頂いた御意見は今後のパブリックコメントの運用に当たっての参考にさせていただきます。

【くろまぐろ（大型魚）のかつお・まぐろ漁業における公的 IQ 導入に係るこれまでの説明状況】

平成 30 年 12 月 14 日に公布された新漁業法では、資源管理は漁獲可能量による管理を基本とし、また、漁獲量の管理は漁獲割当てによる管理を行うことを基本としています。

令和 2 年 9 月に策定・公表した新たな資源管理の推進に向けたロードマップ

	<p>もっと漁業者の声を聞いてから案をだしてみたらいいのではないのでしょうか？どこの漁師さんも同じ事が言えると思います。意見する場合も何処にどうしたらいいのかも分かりにくいし、漁業組合に言ったところで、漁師の声が水産庁に届いているのかすら分かりません。船の上で何ヶ月も生活し、命懸けで働いている漁師さん達の身にも少しはなって下さい。漁師を殺す納得のいかない案ばかりです、自分の個人的なことです。2人の小さい子供が居て、お腹の中にはもうすぐ出産の赤ちゃんが産まれてきます。家庭を支える事が一番ですが、この先の不安を考えると本当にどうしたらいいのか不安で不安でまともに睡眠すらとれない状態もとれない状態が今の現状です。</p> <p>もっと前向きな案をだしていただき漁師を応援していただきたいと強く強く思います。</p>	<p>においても、令和5年度までにTAC魚種を主な漁獲対象とする大臣管理漁業には、原則IQ管理を導入することを明記しています。</p> <p>かつお・まぐろ漁業では、資源管理基本方針において、「漁獲可能量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。なお、漁獲割当てによる管理に向けて、漁業者自身による自主的な取組として、試験的に船舶ごとに漁獲量を割り当てる手法を組み合わせた管理を行うものとする。」とされたことを受け、漁業者との意見交換を令和2年秋から行ってまいりました。</p>
4	<p>・私は、京都府で漁業を行っている者です。今回、クロマグロに関する改正案がパブコメに掲出されていました。同じ漁業者として少し興味があり内容をみると、疑問に思う箇所が2点ありましたので、意見書を提出します。</p> <p>・8頁イ 何故、基準年が18年～20年なのか。18</p>	<p>【くろまぐろ（大型魚）のかつお・まぐろ漁業における公的IQの設定基準として過去3年の実績を用いること】</p> <p>漁獲実績を勘案する基準期間を設定するに当たっては、過去1年など直近年のみのデータを用いると不漁等の事態による漁獲量の減少がそのまま反映されてしまうこと、長期間遡ると近年の漁獲状況の反映には適さないことを勘案して、今回の改正案では「漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度12月末日までの3年間」を基準期間としています。これにより、</p>

<p>年～20年の間に認可した漁業者に事前に周知していたのか。もし、周知せずに今回の改正を行うものであるならば、世間の常識からして乱暴すぎるのではないか。</p>	<p>令和4～5管理年度の年次漁獲割当量の設定に用いる漁獲割当割合の設定においては、平成30年から令和2年（2018年から2020年）の3年間が基準期間に該当することになります。なお、過去3年分の漁獲実績を用いることは、漁獲可能量での管理（TAC管理）を行っている既存の特定水産資源（TAC管理を行う資源）における大臣管理区分及び都道府県への配分においても基本として採用している考え方となります。</p> <p>平成30年12月14日に公布された新漁業法では、資源管理は漁獲可能量による管理を基本とし、また、漁獲量の管理は漁獲割当てによる管理で行うことを基本としています。</p> <p>令和2年9月に策定・公表した新たな資源管理の推進に向けたロードマップにおいても、令和5年度までにTAC魚種を主な漁獲対象とする大臣管理漁業には、原則IQ管理を導入することを明記しています。</p> <p>かつお・まぐろ漁業では、資源管理基本方針において、「漁獲可能量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。なお、漁獲割当てによる管理に向けて、漁業者自身による自主的な取組として、試験的に船舶ごとに漁獲量を割り当てる手法を組み合わせた管理を行うものとする」とされたことを受け、漁業者との意見交換を令和2年秋から行ってまいりました。</p> <p>このように、くろまぐろ（大型魚）の「かつお・まぐろ漁業」において、漁獲割当てによる管理を導入するための議論は、関係する漁業者を交えて行ってきており、その中で漁獲実績を過去3年の漁獲量とする案も御説明してまいりました。</p> <p>なお、各管理年度において各船舶が漁獲できる具体的な数量（年次漁獲割当量）は、管理年度ごとに、当該管理年度で設定された漁獲可能量のうち漁獲割当てによる管理を行う管理区分に配分された数量に、設定を受けた漁獲割当割</p>
---	---

<p>・修正事項</p> <p>本改正案では「途中で許可船を廃止したり、許可船が滅失したりして許可の船舶に変更があったとしても、その変更前の漁獲量も合計してそれを当該船舶の漁獲量とみなす。」という修正条項を定められています。このことは一見して現所有者を救済する方法に見えますが、許可船が変更前も変更後も同一所有者であればこの考えは当てはまると思いますが、所有者が異なる場合、前任者の事情により操業できなかつたとき、漁獲実績がない状態が発生します。魚は、船が獲るのではなく、人が獲るからでありますから、後任者は前所有者の漁獲量を引継ぐことになり、漁獲割当割合が減少することは極めて不合理だと思えます。</p>	<p>合を乗じることで設定されますが、この年次漁獲割当量は、漁業法第 22 条に基づき移転を受ける者と移転をしようとする者で共同申請をし、農林水産大臣の認可を受けることにより移転をすることができます（他方、漁獲割当割合については、一定の条件の下、漁業法第 21 条に基づく移転が可能です）。</p> <p>【代船等が生じた場合の漁獲量の合算規定の趣旨】</p> <p>くろまぐろ（大型魚）のかつお・まぐろ漁業における公的 IQ では、申請された漁獲割当割合の合計が 100% を超える場合には、70% を各申請者の基準期間における漁獲量に応じて按分して割り当てることとなります。当該漁獲量の勘案においては、漁業法第 45 条第 2 号又は第 3 号により船舶等の変更が生じた場合にも対応できるよう別紙 2-2 の第 5 の 3 の (2) の④のエの規定をしております。</p> <p>例えば、原則として漁獲量は申請のあった各船舶の基準期間における漁獲量で換算しますが、新たに船舶を建造するなどして使用する船舶が変わった場合でも、その新たな船舶の漁獲量とそれまで用いていた船舶での漁獲量を合算することとなります。これにより、原則として各漁業者が基準期間に漁獲した漁獲量が、70% を按分して漁獲割当割合を設定する際の基となります。また、漁業法第 45 条第 4 号に基づく大臣許可を受けた場合（例：廃業した漁業者から船舶を承継する場合等）においては、その承継した船舶の基準期間内での漁獲量も引き継ぐこととなります。これは、既存の許可を承継することにより新たに「かつお・まぐろ漁業」を行おうとする者にも基準期間中の漁獲量に応じて 70% を按分することによる漁獲割当割合の設定を受けられるようにするためです。仮に承継した船舶での漁獲量が 0 であれば、漁獲量に応じて 70% を按分し</p>
---	---

<p>・「パブコメによって広く国民の意見を聴き行政の施策に反映する」このことは極めて民主的だと思われるが、どれだけの国民がこのことを知っているのか非常に疑問に思う。もっと分かりやすいやり方で国民に周知し意見を聞くべきだと思います。</p> <p>この後、開催される委員会等で最終的に判断されると思うが、私の意見も必ず委員に報告してもらいたい。</p>	<p>て計算される漁獲割当割合も0%になります。一方で、残りの30%は、申請のあった船舶等の総数で均等割りすることにより漁獲割当割合を設定する予定ですので、最終的に設定される漁獲割当割合が0になるわけではありません。なお、各管理年度において各船舶が漁獲できる具体的な数量（年次漁獲割当量）は、管理年度ごとに、当該管理年度で設定された漁獲可能量のうち漁獲割当てによる管理を行う管理区分に配分された数量に、設定を受けた漁獲割当割合を乗じることで設定されますが、この年次漁獲割当量は、漁業法第22条に基づき移転を受ける者と移転をしようとする者で共同申請をし、農林水産大臣の認可を受けることにより移転をすることができます（他方、漁獲割当割合については、一定の条件の下、漁業法第21条に基づく移転が可能です）。</p> <p>【今回のパブリックコメントの方法、周知等について】</p> <p>今回のパブリックコメントについては、意見募集期間の設定や意見募集の方法等は行政手続法等所定の法令に基づいたものであり、可能な限り関係する皆様に意見募集を実施している旨の周知を行っているところですが、頂いた御意見は今後のパブリックコメントの運用に当たっての参考にさせていただきます。</p>
---	---

5	<p>9頁 エ ア～ウ</p> <p>・私、漁師じゃないけれどマグロ大好きなので、マグロ関係のパブコメが出ていたので見ていたら2018年～20年の漁獲実績でマグロをとる量を決める訳でしょう。今年以降、病気やケガで仕事ができなかった人はどうなるの？ 漁獲割当ては少なくなるの？ 漁師さん可哀そう。まさか、そんなことないよね。</p>	<p>【くろまぐろ（大型魚）のかつお・まぐろ漁業における公的IQの設定基準として過去3年の実績を用いること】</p> <p>漁獲実績を勘案する基準期間を設定するに当たっては、過去1年など直近年のみのデータを用いると不漁等の事態による漁獲量の減少がそのまま反映されてしまうこと、長期間遡ると近年の漁獲状況の反映には適さないことを勘案して、今回の改正案では「漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度12月末日までの3年間」を基準期間としています。これにより令和4～5管理年度の年次漁獲割当量の設定に用いる漁獲割当割合の設定においては、平成30年から令和2年（2018年から2020年）の3年間が基準期間に該当することとなります。なお、過去3年分の漁獲実績を用いることは、漁獲可能量での管理（TAC管理）を行っている既存の特定水産資源（TAC管理を行う資源）における大臣管理区分及び都道府県への配分においても基本として採用している考え方となります。</p> <p>将来の漁獲割合の設定基準については、今後の議論の中で検討していくこととなりますが、仮に今回の割当割合の設定基準が継続された場合、漁獲の有無にかかわらず、30%は、申請のあった船舶等の総数で均等割りすることにより漁獲割当割合を設定することとなります。</p> <p>なお、各管理年度において各船舶が漁獲できる具体的な数量（年次漁獲割当量）は、管理年度ごとに、当該管理年度で設定された漁獲可能量のうち漁獲割当てによる管理を行う管理区分に配分された数量に、設定を受けた漁獲割当割合を乗じることで設定されますが、この年次漁獲割当量は、漁業法第22条に基づき移転を受ける者と移転をしようとする者で共同申請をし、農林水産大臣の認可を受けることにより移転をすることができます（他方、漁獲割当割合については、一定の条件の下、漁業法第21条に基づく移転が可能です）。</p>
---	---	---

6	<p>1 意見対象箇所 別紙2-2 くろまぐろ（大型魚）5頁以下のうち、くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当による管理を行う管理区分）7頁以下</p> <p>2 意見等 （1）本改正案では、漁獲割当割合の設定方法について、それを受けようとする者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（2018年～2020年の3年間）における当該船舶のくろまぐろ漁獲量に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令の違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとし、そのウの基準は、①30パーセントを申請のあった船舶の総数で除して得た割合、②70パーセントを当該船舶ごとの基準期間におけるくろまぐろの漁獲量に応じて按分して得た割合となっています。 （2）本改正案における最大の問題点はこの②の設定方法の不合理性であります。</p>	<p>【くろまぐろ（大型魚）のかつお・まぐろ漁業における公的IQの設定基準として過去3年の実績を用いること】</p> <p>漁獲実績を勘案する基準期間を設定するに当たっては、過去1年など直近年のみのデータを用いると不漁等の事態による漁獲量の減少がそのまま反映されてしまうこと、長期間遡ると近年の漁獲状況の反映には適さないことを勘案して、今回の改正案では「漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度12月末日までの3年間」を基準期間としています。これにより令和4～5管理年度の年次漁獲割当量の設定に用いる漁獲割当割合の設定においては、平成30年から令和2年（2018年から2020年）の3年間が基準期間に該当することとなります。なお、過去3年分の漁獲実績を用いることは、漁獲可能量での管理（TAC管理）を行っている既存の特定水産資源（TAC管理を行う資源）における大臣管理区分及び都道府県への配分においても基本として採用している考え方となります。</p> <p>平成30年12月14日に公布された新漁業法では、資源管理は漁獲可能量による管理を基本とし、また、漁獲量の管理は漁獲割当てによる管理で行うことを基本としています。</p> <p>令和2年9月に策定・公表した新たな資源管理の推進に向けたロードマップにおいても、令和5年度までにTAC魚種を主な漁獲対象とする大臣管理漁業には、原則IQ管理を導入することを明記しています。</p> <p>かつお・まぐろ漁業では、資源管理基本方針において、「漁獲可能量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。なお、漁獲割当てによる管理に向けて、漁業者自身による自主的な取組として、試験的に船舶ごとに漁獲量を割り当てる手法を組み合わせた管理を行うものとする」とされたことを受け漁業者との意見交換を令和2年秋から行ってまいりました。</p>
---	---	---

<p>基準期間は2018年から2020年までの3年間であり、2018年当時から既に操業をしておれば問題はないのですが、今回の改正案の突然の導入を予期せずに最近になって大臣許可を得て造船された漁船だとこの基準期間における漁獲量は自ずと過少なものとなり、著しく不公平な割当割合の設定になってしまいます。これは、信頼保護の原則・予測可能性の原則にも反するいわば遡及立法にも等しい不公正・不合理な制度というべきです。</p> <p>漁業法第17条第3項の規定によれば、船舶ごとの漁獲割当割合の設定基準の勘案事項としては、「船舶等の漁獲実績」「その他農林水産省令で定める事項」とされ、それを受けた漁業法施行規則第5条には「船舶の総数又は総トン数」「採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し」等が規定されています。この規則の規定は、漁獲実績だけを基準にした割当では不公平な運用になってしまうのを是正するために、その他の勘案すべき要素を取り上げたというものではないでしょうか。</p>	<p>このように、くろまぐろ（大型魚）の「かつお・まぐろ漁業」において、漁獲割当てによる管理を導入するための議論は、関係する漁業者を交えて行ってきており、その中で漁獲実績を過去3年の漁獲量とする案も御説明してまいりました。</p> <p>なお、各管理年度において各船舶が漁獲できる具体的な数量（年次漁獲割当量）は、管理年度ごとに、当該管理年度で設定された漁獲可能量のうち漁獲割当てによる管理を行う管理区分に配分された数量に、設定を受けた漁獲割当割合を乗じることで設定されますが、この年次漁獲割当量は、漁業法第22条に基づき移転を受ける者と移転をしようとする者で共同申請をし、農林水産大臣の認可を受けることにより移転をすることができます（他方、漁獲割当割合については、一定の条件の下、漁業法第21条に基づく移転が可能です）。</p> <p><b>【法定の勘案事項の勘案状況】</b></p> <p>漁獲割当割合の設定の基準を定めるに当たっては、漁業法第17条第3項及び漁業法施行規則第5条の規定に基づき、「船舶等ごとの漁獲実績」、「船舶の総数又は総トン」、「採捕する者の数」、「その採捕の実態又は将来の見通し」、「漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数」を勘案することとされています。</p> <p>今回の改正案でお示ししている漁獲割当割合の設定基準は、令和3年7月20日に開催された第111回水産政策審議会資源管理分科会に提出した資料（<a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/210720-2.pdf">https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/210720-2.pdf</a> 13頁を参照）に記載しているとおり、上記の事項を勘案した結果となります。</p>
--	---

本改正案のように、70パーセントを基準期間における漁獲量に応じて按分されますと、この規則第5条で定める勘案事項がほとんど無視されてしまうこととなります。

本改正案では、70パーセントを基準期間における漁獲量に応じて按分した場合における問題点を是正するために、「途中で許可船を廃止したり、許可船が消滅したりして許可の船舶に変更があったとしても、その変更前の漁獲量も合計してそれを当該船舶の漁獲量とみなす」等という修正規定を一応、定めています（9頁、10頁）。しかしながら、この修正でも、基準期間における漁獲量は当該船舶の変更前の許可船の採捕実態いかんで決まることになり、変更前の許可船がほとんど漁獲実績ゼロに等しいものであれば、上乘せなど期待できないわけで、不公平さは変わるものではありません。

#### 【代船等が生じた場合の漁獲量の合算規定の趣旨】

くろまぐろ（大型魚）のかつお・まぐろ漁業における公的IQでは、申請された漁獲割当割合の合計が100%を超える場合には、70%を各申請者の基準期間における漁獲量に応じて按分して割り当てることとなります。当該漁獲量の勘案においては、漁業法第45条第2号又は第3号により船舶等の変更が生じた場合にも対応できるよう別紙2-2の第5の3の(2)の④のエの規定をしております。

例えば、原則として漁獲量は申請のあった各船舶の基準期間における漁獲量で換算しますが、新たに船舶を建造するなどして使用する船舶が変わった場合でも、その新たな船舶の漁獲量とそれまで用いていた船舶での漁獲量を合算することとなります。これにより、原則として各漁業者が基準期間に漁獲した漁獲量が、70%を按分して漁獲割当割合を設定する際の基となります。また、漁業法第45条第4号に基づく大臣許可を受けた場合（例：廃業した漁業者から船舶を承継する場合等）においては、その承継した船舶の基準期間内での漁獲量も引き継ぐこととなります。これは、既存の許可を承継することにより新たに「かつお・まぐろ漁業」を行おうとする者にも基準期間中の漁獲量に応じて70%を按分することによる漁獲割当割合の設定を受けられるようにするためです。仮に承継した船舶での漁獲量が0であれば、漁獲量に応じて70%を按分し

<p>全日協に所属する船舶は、最近になって大臣から許可を得た漁船が多く、なかでも2020年6月に3億円投じた新造船もあります。この大臣許可を受けるに当たっては、漁獲見込みを含めた詳細な事業計画を立ててその事業計画書を提出しており、それら漁業者においては今回のような改正案が導入されることは知らなかったものであります。このようにして大臣許可を得た新造船であるにもかかわらず、手のひらを反すような、それらを考慮しない今回の改正案は、信頼保護の原則に反する違法なものであり、かつ、行政の施策としても明らかに矛盾し</p>	<p>て計算される漁獲割当割合も0%になります。一方で、残りの30%は、申請のあった船舶等の総数で均等割りすることにより漁獲割当割合を設定する予定ですので、最終的に設定される漁獲割当割合が0になるわけではありません。なお、各管理年度において各船舶が漁獲できる具体的な数量（年次漁獲割当量）は、管理年度ごとに、当該管理年度で設定された漁獲可能量のうち漁獲割当てによる管理を行う管理区分に配分された数量に、設定を受けた漁獲割当割合を乗じることで設定されますが、この年次漁獲割当量は、漁業法第22条に基づき移転を受ける者と移転をしようとする者で共同申請をし、農林水産大臣の認可を受けることにより移転をすることができます（他方、漁獲割当割合については、一定の条件の下、漁業法第21条に基づく移転が可能です）。</p> <p>【大臣許可の制度はくろまぐろのみを漁獲することを前提とした許可ではないこと】</p> <p>漁業法に基づく許可は、めばち、びんなが、きはだ、くろまぐろ等のまぐろ類及びさめ類等を対象とする「かつお・まぐろ漁業」を営むための許可でありますので、くろまぐろのみを漁獲することを前提として発給されるものではありません。また、代船の許可については漁業法第45条にあるとおり、「その申請の内容が従前の許可を受けた内容と同一であるときは許可をしなければならない」となっております。</p> <p>平成30年12月14日に公布された新漁業法において、漁獲量の管理は「漁獲可能量の範囲内で船舶等ごとに数量を割り当てること（漁獲割当て）を基本とする」旨規定されており、令和2年9月30日に水産庁から公表された「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」においては、令和5年度までに特定水</p>
---	---

<p>ています。</p> <p>今回のような改正案の導入で、2018年から2020年の漁獲実績を基準に漁獲割当がなされるのであれば、その運びを知らずに巨額の投資をして大臣許可を得て漁船を新造するなどした当協会の企業のみならず、大臣許可を受けた漁業者の中にも、同じような問題に直面せざるを得ない者が多数あるものと推測されます。これでは、多くの漁業者が破綻し、従業員とその家族は路頭に迷う結果になることは必至であります。</p> <p>公的IQを令和4管理年度から実施するという方針に変わりがないのであれば、漁獲実績は、それぞれの漁船が実際に操業開始した後の実績を基準とし、それを3年間にわたって漁獲したものとして換算し、配分の基準にすべきであります。</p>	<p>産資源を対象とする大臣許可漁業では原則漁獲割当て管理を導入することとされ、その内容について広く周知に努めてきたところです。</p> <p>【「各船舶が実際に操業した後の実績を基にし、それを3年にわたって漁獲したものとして換算する」方法は適さないこと】</p> <p>船舶ごとの漁獲動向は様々で、最近になってくろまぐろ漁獲を始めた船舶がある一方、2、3年前までくろまぐろ漁獲を行っていたものの、漁業者等が健康上の理由などから昨年はやむを得ずくろまぐろの漁獲を行えなかった船舶も想定されます。200隻以上あるかつお・まぐろ漁船の様々な事情を個別に考慮して仮定的に算出された漁獲実績を用いた漁獲割当割合の設定は適切ではないことから、過去3年間の漁獲実績に基づき配分する部分を70%、申請者に均等に配分する部分を30%とした、漁獲割当割合の設定基準案を作成したところです。</p> <p>また、かつお・まぐろ漁業への配分量は、平成30年(2018年)は218.8ト</p>
--	---

<p>(3) 次に、①の設定方法についてですが、従来の公的IQ案では、30パーセントを漁船数で均等に配分となっていたところ、それを申請のあった船舶の総数で除した割合でもって配分すると改められました。しかし、全日協に所属する船舶の数は5隻であるのに対し、全国近海かつお・まぐろ漁業協会（以下「近かつ協」という。）に所属する船舶の数は250隻を超えています。この船舶数で圧倒的に優位な立場にある近かつ協の所属の船舶がこぞって割当申請をすれば、30パーセントの大部分を近かつ協で占めてしまうこととなります。しかも近かつ協に所属するこれら船舶の中には、ほとんどくろまぐろの採捕をしていないか、していてもごく小規模の船舶も相当数含まれていることを考えますと、これら船舶が割当申請して取得した分を同じ近かつ協に所属する船舶同士で融通し合うことも考えられます。これでは近かつ協に</p>	<p>ン（かじき等流し網等漁業と合算した上限）、令和元年（2019年）は417.0トンと毎年の配分量が大きく異なっていることから、最近の配分量（令和2年585.4トン）の下での漁獲実績のみを特定の船舶に考慮することは適切ではありません。</p> <p>【均等割りの配分基準について】</p> <p>漁獲割当割合については、漁業団体への所属状況に関係なく、漁業者からの申請に基づき、船舶ごとに農林水産大臣が基準に従って設定するものです。</p> <p>また、年次漁獲割当量（各管理年度ごとに、当該管理年度に管理区分に配分された漁獲可能量に設定を受けた漁獲割当割合を乗じることで設定されるもの）は、漁業法第22条に基づき移転を受ける者と移転をしようとする者で共同申請をし、農林水産大臣の認可を受けることにより移転をすることができます（他方、漁獲割当割合については、一定の条件の下、漁業法第21条に基づく移転が可能です）。</p>
--	--

所属する一部の船舶の割当割合が増えて、全日協に所属する船舶にとっては極めて不公平な結果となってしまいます。このような不公平な事態を招かない何らかの対策を講じるべきではないでしょうか。

(4) また、今回の改正案によれば、令和3管理年度の自主的取り組みの結果(譲渡分と超過分の状況等)を参考にして令和4年からの漁獲割当割合の設定を行うこととする従来の方針はとりあえず見合わせ、同管理年度の終了後速やかに検討を行い、令和4管理年度中に結論を出すとなっています。

このように自主的取り組みの結果に対し慎重な対応となったことに対しては、賛意を表しますが、今後の検討におきましては、そもそも法治国家においては権力を行使するには法律に明示の根拠がなければならず、法律の定めがなければ従わせることができないこと、このことは行政手続法第32条第2項にも、「行政指導に携わる者は相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取り扱いをしてはならない」と謳われていることを十分に念頭に置か

#### 【自主的 IQ の扱い】

令和3年4月から「くろまぐろ(大型魚)かつお・まぐろ漁業(4月から12月まで)」の管理区分において実施することとされている自主的な取組としての漁獲割当ては、あくまで漁業者の皆様に任意の協力をお願いするものです。

漁業者による自主的な取組として、試験的に船舶ごとに漁獲量を割り当てる手法を組み合わせた管理が行われた令和3管理年度の漁獲量をどのように取り扱うかについては、行政手続法第32条第2項を含む関係法令の趣旨にのっとり検討を行い、令和4管理年度中に結論を得ることとします。

	<p>れまして、適正な結論を導いていただきたく、          お願いするものであります。</p>	
7	<p>昨年11月に水産庁国際課から<u>担当室長と職員1名</u>が来てIQについて話し合いをしました。</p> <p>その時の話しの内容は「1月～3月末のオリンピック方針は絶対に変わらないので是非ともIQに参加してください」との事でした。</p> <p>しかし今になって「年間IQにしたい」と主張してきました。水産庁側が今まで漁民に言ってきた事とは全く違い、漁民を欺き窮地に追い込むにほかならないです。</p> <p>IQを導入する事は、到底納得出来ません。法律上、実績を基にとありますが、<u>私のA丸</u>は2018年、2019年は実績がありません。操業していない期間に実績の積みようがありません。今ある大臣枠で実績を積ませろとは言いませんが、15%の増枠が出来たら、その増枠出来た枠内で全日本マグロ協会の2020年～</p>	<p>【くろまぐろ（大型魚）のかつお・まぐろ漁業における公的IQ導入に係るこれまでの説明状況】</p> <p>平成30年12月14日に公布された新漁業法では、資源管理は漁獲可能量による管理を基本とし、また、漁獲量の管理は漁獲割当てによる管理で行うことを基本としています。</p> <p>令和2年9月に策定・公表した新たな資源管理の推進に向けたロードマップにおいても、令和5年度までにTAC魚種を主な漁獲対象とする大臣管理漁業には、原則IQ管理を導入することを明記しています。</p> <p>かつお・まぐろ漁業では、資源管理基本方針において、「漁獲可能量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。なお、漁獲割当てによる管理に向けて、漁業者自身による自主的な取組として、試験的に船舶ごとに漁獲量を割り当てる手法を組み合わせた管理を行うものとする。」とされたことを受け、漁業者との意見交換を令和2年秋から行ってまいりました。</p> <p>【くろまぐろ（大型魚）のかつお・まぐろ漁業における公的IQの設定基準として過去3年の実績を用いること】</p> <p>漁獲実績を勘案する基準期間を設定するに当たっては、過去1年など直近年のみのデータを用いると不漁等の事態による漁獲量の減少がそのまま反映されてしまうこと、長期間遡ると近年の漁獲状況の反映には適さないことを勘案して、今回の改正案では「漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度12月末日までの3年間」を基準期間としています。これにより、</p>

<p>2023年の実績作りをさせて貰いたいです。</p> <p>実際近海カツオ・マグロ協会の中でも倒産寸前の船もあります。何故倒産寸前かと申しますと「IQ制度でマグロ枠が足りない場合は、水産庁が責任をもって、マグロ枠を使っていない船から譲り受ける」との水産庁側の話を信じていたのに「全く枠の話もなく倒産寸前に追い込まれた」「運営資金を貸してください。」と切実な思いで話していました。</p> <p>IQ制度になれば次は私のA丸も倒産に追い込まれるので、倒産寸前の船に協力したい気持ちがあっても協力出来ません。明日が我が身です。水産庁のIQ制度は船潰し、人潰し制度にほかならないです。</p> <p>この様な現状を踏まえ是非とも1月～3月末のオリンピック方式、そして実績年度の見直しをして下さい。</p> <p>実績の無い期間に「実績を基に」との主張は違法だと思います。</p> <p>是非とも正当なご判断をお願い致します。</p>	<p>令和4～5管理年度の年次漁獲割当量の設定に用いる漁獲割当割合の設定においては、平成30年から令和2年（2018年から2020年）の3年間が基準期間に該当することになります。なお、過去3年分の漁獲実績を用いることは、漁獲可能量での管理（TAC管理）を行っている既存の特定水産資源（TAC管理を行う資源）における大臣管理区分及び都道府県への配分においても基本として採用している考え方となります。</p> <p>平成30年12月14日に公布された新漁業法では、資源管理は漁獲可能量による管理を基本とし、また、漁獲量の管理は漁獲割当てによる管理で行うことを基本としています。</p> <p>かつお・まぐろ漁業では、資源管理基本方針において、「漁獲可能量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。なお、漁獲割当てによる管理に向けて、漁業者自身による自主的な取組として、試験的に船舶ごとに漁獲量を割り当てる手法を組み合わせた管理を行うものとする」とされたことを受け、漁業者との意見交換を令和2年秋から行ってまいりました。</p> <p>このように、くろまぐろ（大型魚）の「かつお・まぐろ漁業」において、漁獲割当てによる管理を導入するための議論は、関係する漁業者を交えて行ってきており、その中で漁獲実績を過去3年の漁獲量とする案も御説明してまいりました。</p> <p>また、漁獲割当割合の設定の基準を定めるに当たっては、漁業法第17条第3項及び漁業法施行規則第5条の規定に基づき、「船舶等ごとの漁獲実績」、「船舶の総数又は総トン」、「採捕する者の数」、「その採捕の実態又は将来の見通し」、「漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数」を勘案することとされています。</p> <p>今回の改正案でお示ししている漁獲割当割合の設定基準は、令和3年7月20</p>
---	---

		<p>日に開催された第 111 回水産政策審議会資源管理分科会に提出した資料  <a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/210720-2.pdf">https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/210720-2.pdf</a> 13 頁を参照) に記載しているとおり、上記の事項を勘案した結果となります。</p>
8	<p>私は地方にいる、クロマグロを採捕している一漁業者です。この程水産庁が来年度より始める太平洋クロマグロの大型魚における個別漁業者割当制度（IQ 制度）について、一言意見を申し上げたく筆を取りました。クロマグロはいろいろな漁法がありますが、魚の王様であり、最も価格が高い魚でもあります。地球温暖化の影響により、親潮系統の魚は鮭もダメ鱒もダメ、イカもダメなど寒流系統の魚はすべてダメで不漁続きです。私は今漁船漁業で生き残っていく為にもクロマグロを獲らなければ生きていけないのです。しかしワシントン条約加入の名の下にマグロを獲ってはいけないと頭ごなしに国が漁業者を圧迫して、海の海況が変わってマグロが増えているのに（IQ）制度の名の下に生活が脅かされる現状に腹が立ってなりません。</p> <p>私はマグロの漁獲規制に反対する漁業者集會に（5 年程前ですけれども）いても立ってもいられず弟と 2 人で東京の水産庁前のデモに参加</p>	<p>【くろまぐろの漁獲枠は WCPFC による厳格な管理が行われていること】</p> <p>くろまぐろ資源については、過剰漁獲により資源量が歴史的最低水準付近まで減少したことを受け、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）における合意内容に基づき、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 30kg 未満の小型魚の漁獲を平成 14 年（2002 年）～16 年（2004 年）水準から半減させること</li> <li>2) 30kg 以上の大型魚の漁獲を同期間の水準から増加させないこと</li> </ol> <p>等の厳しい国際的な管理が実施されており、大型魚の我が国への国別割当では毎管理年度 4,882 トンとなっております。</p> <p>このように厳格な数量管理が国際的に求められる中で、我が国の漁獲枠は、水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会によりとりまとめられた「第 5 管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」に基づいて、関係する大臣許可漁業及び都道府県に配分しているところです。</p> <p>この大臣許可漁業及び都道府県への配分量については、その増枠に関し各方面から様々御意見をいただいておりますが、我が国の漁獲枠の増枠が実現していない現状では、各種の事情に配慮して、特定の漁業種類等に対する配分を増やすことができる状況にはありません。ただし、こうした状況ではありますが、かつお・まぐろ漁業に対しては資源評価に用いられる漁獲データ収集のため、30kg 以上の大型魚の漁獲枠について、令和元年度（2019 年漁期）から、漁期途中の追加配分を行ってきており、また、関係する漁業者の皆様による資源管理の取組</p>

しました。本当に寝耳に水でした。マグロを獲って生活しているのに水産庁は何を言い出すんだという思いでいっぱいでした。あなた達役人は給料が保障されているから何があっても平気かもしれないが、今、日本の海はマグロを獲るしか生活出来ない人がこんなに集まって自分の生活を守るのを邪魔する役人に盾突いているのを見て、日本の海は漁業者で成り立っているんだなと実感しました。そこでわかった事は、水産庁の役人は、マグロを獲る事を巻網船に優先的に枠の配分をしているという事です。築地

(当時)の仲買人も衆議院会館の大ホールでの集会で意見を述べて、マグロは巻網で数獲るを魚ではない。巻網の魚は一網打尽で値段も安く築地ではいらないとまで言っていました。

魚の王様であり最も価格が取れる魚であるマグロがイワシやサバと同じ大衆魚と同じでいいのでしょうか。マグロはやはり手間と時間と技術であるはえ縄や定置網、一本釣りなどで一本一本手間暇かけて商品価値を上げて、同じ一本でも最も高く売る様に水産庁が導いていくのが本当のあるべき水産行政ではないのでしょうか。

そこで(IQ)制度による(TAC)漁獲可能量の事です。多くの量を鮮度も悪く値段もつ

等により一定程度資源の回復傾向が見られたことから、かつお・まぐろ漁業に対するくろまぐろ(大型魚)の配分数量は、平成30年(2018年)の218.8トン(東シナ海等かじき等流し網漁業等含む)から令和3年(2021年7月)現在で571.4トンにまで増加させています。

我が国としましては、引き続き、WCPFCにおいて我が国の漁獲枠の拡大に努めるとともに、来年度以降の漁期の配分については、WCPFCにおいて我が国の漁獲枠が決定した後に、適切に対応してまいります。

#### 【まき網によるくろまぐろ漁業での資源管理の取組について】

まき網漁業では、平成23年(2011年)漁期から小型魚の枠削減にいち早く取り組むとともに、平成27年(2015年)以降の管理措置において、WCPFC基準年である2002-04年(平成14年から平成16年)の平均漁獲量に対し、大型魚、小型魚ともに、大きな割合で漁獲枠を削減しています。さらに、同じ量を漁獲する場合、小型魚ではなく大型魚を漁獲したほうが資源回復に繋がるとの科学的知見に基づいて、まき網の小型魚の漁獲枠500トン削減しており、そのうち250トンは水産庁の留保枠、残る250トンはまき網の大型魚の枠に振り替えています。

結果として、まき網漁業の漁獲枠は2002-04年の平均漁獲量に対し、当初配分において、小型魚では4,545トンから1,500トンに、大型魚では3,098トンから3,063トン(うち250トンは小型魚からの振替分)に削減しています。

まき網漁業を含むくろまぐろ漁業関係者の皆様の努力により、近年のくろまぐろ資源は回復傾向にあります。国際交渉における増枠の議論を含め、回復した資源を上手に利用することにより、漁業全体の経営の安定を図っていきたい

かない様な漁法で獲る巻網に総枠のかなりの量を分配する事を減じて、資源を減らす漁業圧力の少ないはえ縄漁にその分を再分配する事を強く希望します。そうすればかなりの数のはえ縄で獲るマグロ本来の市場価値の値段でマグロの資源を減らす事なく高く売れると確信します。また、はえ縄漁船業界の再活性化が期待できる事は、これしかないと確信しています。

経営个体数の少ない巻網は漁獲可能量の総枠を半ば半分程おさえてしまっています。これでは、資源の再分配の公平性にも欠ける事だと思えます。巻網に分ける量を半分程でも減らして全国のはえ縄船に再分配すれば、わずか何百キロや何トンしかもらえないと悲観に暮れながら操業している船ももっと経営が安定化すると思えます。実績による（TAC）制度で巻網の漁獲可能量を固定化する事には絶対反対します。また日本の漁船漁業界の衰退は、漁獲圧力が高い巻網船を増やしている事にあります。マグロ資源は限られたもので、それを漁獲圧力の高い漁法で獲れば資源が減るのは当たり前です。資源が減ったから漁獲規制しているのですから、最もマグロ資源に害のある巻網を規制するのは常識のある漁民なら皆総じて思う事です。です

と考えております。

	<p>から巻網で分配されている総枠の半分程をはいえ縄船に再分配しても漁獲可能量には達しないと思うので、資源を守る意味でも又はいえ縄各船の経営の安定の為に（TAC）制度で巻網の漁獲可能量を固定化する事に絶対反対します。</p>	
9	<p>別紙2-2 　くろまぐろ(大型魚)5ページのうち、くろまぐろ(大型魚)かつお・まぐろ漁業(漁獲割当割合による管理を行う区分)7ページ以下</p> <p>今回、国から示されたくろまぐろの漁獲量に関する改正案について色々問題点がありますが、中でも一番問題なのは基準期間を2018年から2020年までの3年間とされていることです。しかも漁獲割り当てをこの3年間の漁獲実績の合計数値を基に配分されるとなると、2020年の10月からしか操業していない私の場合、漁獲枠は僅かとなることが予測され、2018年当時から操業している他の漁業者と比較すると極めて不公平な配分となります。</p>	<p>【くろまぐろ(大型魚)のかつお・まぐろ漁業における公的IQの設定基準として過去3年の実績を用いること】</p> <p>漁獲実績を勘案する基準期間を設定するに当たっては、過去1年など直近年のみのデータを用いると不漁等の事態による漁獲量の減少がそのまま反映されてしまうこと、長期間遡ると近年の漁獲状況の反映には適さないことを勘案して、今回の改正案では「漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度12月末日までの3年間」を基準期間としています。これにより、令和4～5管理年度の年次漁獲割当量の設定に用いる漁獲割当割合の設定においては、平成30年から令和2年(2018年から2020年)の3年間が基準期間に該当することになります。なお、過去3年分の漁獲実績を用いることは、漁獲可能量での管理(TAC管理)を行っている既存の特定水産資源(TAC管理を行う資源)における大臣管理区分及び都道府県への配分においても基本として採用している考え方となります。</p> <p>平成30年12月14日に公布された新漁業法では、資源管理は漁獲可能量による管理を基本とし、また、漁獲量の管理は漁獲割当てによる管理で行うことを基本としています。</p> <p>令和2年9月に策定・公表した新たな資源管理の推進に向けたロードマップにおいても、令和5年度までにTAC魚種を主な漁獲対象とする大臣管理漁業には、原則IQ管理を導入することを明記しています。</p>

<p>我々のような基準期間の中途から操業した者には、漁獲実績はそれぞれの漁船が実際に操業した後の実績を基準とし、それを3年間の漁獲とみなし、配分すべきである。</p>	<p>かつお・まぐろ漁業では、資源管理基本方針において、「漁獲可能量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。なお、漁獲割当てによる管理に向けて、漁業者自身による自主的な取組として、試験的に船舶ごとに漁獲量を割り当てる手法を組み合わせた管理を行うものとする」とされたことを受け、漁業者との意見交換を令和2年秋から行ってまいりました。</p> <p>なお、各管理年度において各船舶が漁獲できる具体的な数量（年次漁獲割当量）は、管理年度ごとに、当該管理年度で設定された漁獲可能量のうち漁獲割当てによる管理を行う管理区分に配分された数量に、設定を受けた漁獲割当割合を乗じることで設定されますが、この年次漁獲割当量は、漁業法第22条に基づき移転を受ける者と移転をしようとする者で共同申請をし、農林水産大臣の認可を受けることにより移転をすることができます（他方、漁獲割当割合については、一定の条件の下、漁業法第21条に基づく移転が可能です）。</p> <p>【「基準期間の中途から操業した者には、漁獲実績はそれぞれの船舶は実際に操業した後の実績を基準とし、それを3年間の漁獲実績とみなす」方法は適さないこと。】</p> <p>船舶ごとの漁獲動向は様々で、最近になってくろまぐろ漁獲を始めた船舶がある一方、2、3年前までくろまぐろ漁獲を行っていたものの、漁業者等が健康上の理由などから昨年はやむを得ずくろまぐろの漁獲を行えなかった船舶も想定されます。200隻以上あるかつお・まぐろ漁船の様々な事情を個別に考慮して仮定に算出された漁獲実績を用いた漁獲割当割合の設定は適切ではないことから、過去3年間の漁獲実績に基づき配分する部分を70%、申請者に均等に配分する部分を30%とした、漁獲割当割合の設定基準案を作成したところで</p>
---	--

<p>漁業法施行規則第5条によれば「採捕する者の実態又は将来の見通し」等が規定されていますが、今回の改正案では基準期間の漁獲実績だけで漁獲割当割合が決定されているが、どこに「採捕する者の実態又は将来の見通し」の部分が反映されているのか不明である。この部分を加味して配分すべきである。</p> <p>また、今回の改正案では基準期間を2018年から2020年までの3年間と定められているが、何故、過去の実績なのか、一般的にはこのような制度改革を行う場合、国や地方自治体</p>	<p>す。</p> <p>また、かつお・まぐろ漁業への配分量は、平成30年は218.8トン（かじき等流し網等漁業と合算した上限）、令和元年は417.0トンと毎年の配分量が大きく異なっていることから、最近の配分量（令和2年585.4トン）の下での漁獲実績のみを特定の船舶に考慮することは適切ではありません。</p> <p><b>【法定の勘案事項の勘案状況】</b></p> <p>漁獲割当割合の設定の基準を定めるに当たっては、漁業法第17条第3項及び漁業法施行規則第5条の規定に基づき、「船舶等ごとの漁獲実績」、「船舶の総数又は総トン」、「採捕する者の数」、「その採捕の実態又は将来の見通し」、「漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数」を勘案することとされています。</p> <p>今回の改正案でお示ししている、漁獲割当割合の設定基準は、令和3年7月20日に開催された第111回水産政策審議会資源管理分科会に提出した資料（<a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/210720-2.pdf">https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/210720-2.pdf</a> 13頁を参照）にも記載しておりますとおり、上記の事項を勘案した結果となります。</p> <p><b>【くろまぐろ（大型魚）のかつお・まぐろ漁業における公的IQの設定基準として過去3年の実績を用いること【再掲】】</b></p> <p>漁獲実績を勘案する基準期間を設定するに当たっては、過去1年など直近年のみのデータを用いると不漁等の事態による漁獲量の減少がそのまま反映され</p>
--	---

<p>でも同様であるが就業する者の保護育成のためにも猶予期間を設け実施するのが常識である。したがって、基準期間を過去の実績ではなく、事前に広く周知した後に、一定の年数を設け実施すべきである。</p> <p>農産物等の輸入に関しても関税や補助金によって農業者の経営環境が整うまで色々な施策によって本格実施が猶予されています。</p>	<p>てしまうこと、長期間遡ると近年の漁獲状況の反映には適さないことを勘案して、今回の改正案では「漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度12月末日までの3年間」を基準期間としています。これにより令和4～5管理年度の年次漁獲割当量の設定に用いる漁獲割当割合の設定においては、平成30年から令和2年（2018年から2020年）の3年間が基準期間に該当することとなります。なお、過去3年分の漁獲実績を用いることは、漁獲可能量での管理（TAC管理）を行っている既存の特定水産資源（TAC管理を行う資源）における大臣管理区分及び都道府県への配分においても基本として採用している考え方となります。</p> <p>平成30年12月14日に公布された新漁業法では、資源管理は漁獲可能量による管理を基本とし、また、漁獲量の管理は漁獲割当てによる管理を行うことを基本としています。</p> <p>令和2年9月に策定・公表した新たな資源管理の推進に向けたロードマップにおいても、令和5年度までにTAC魚種を主な漁獲対象とする大臣管理漁業には、原則IQ管理を導入することを明記しています。</p> <p>かつお・まぐろ漁業では、資源管理基本方針において、「漁獲可能量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。なお、漁獲割当てによる管理に向けて、漁業者自身による自主的な取組として、試験的に船舶ごとに漁獲量を割り当てる手法を組み合わせた管理を行うものとする」とされたことを受け、漁業者との意見交換を令和2年秋から行ってまいりました。</p> <p>なお、各管理年度において各船舶が漁獲できる具体的な数量（年次漁獲割当量）は、管理年度ごとに、当該管理年度で設定された漁獲可能量のうち漁獲割当てによる管理を行う管理区分に配分された数量に、設定を受けた漁獲割当割合を乗じることで設定されますが、この年次漁獲割当量は、漁業法第22条に基</p>
---	--

	<p>2. 修正規定</p> <p>本改正案では、我々のような基準期間の途中で認可を受けた者の救済措置として「途中で許可船を廃止したり、許可船が滅失したりして許可の船舶に変更があったとしても、その変更前の漁獲量も合計してそれを当該船舶の漁獲量とみなす」等という修正規定が定められています。(9頁10頁)</p> <p>しかし、この規定では変更前の許可船の漁獲量によって決まることになるわけですが、許可の船舶に変更があるということは、既に操業を廃止したり、漁獲が無い漁業者であります。世間一般の常識として、基準期間の3年間で漁獲実績がある者が船舶の変更をしたりはしません。このことからして前任者の漁獲実績がないものを後任者が引継ぐのは極めて不合理であります。</p>	<p>づき移転を受ける者と移転をしようとする者で共同申請をし、農林水産大臣の認可を受けることにより移転をすることができます(他方、漁獲割当割合については、一定の条件の下、漁業法第21条に基づく移転が可能です)。</p> <p>【許可に係る船舶を承継した場合の実績の扱いについて】</p> <p>漁業法第45条第4号の規定に基づき、許可に係る船舶を使用する権利を取得して操業を行おうとする場合の申請に係る漁業者間の個別の事情については様々であると思いますが、少なくとも漁獲量の無い船舶に係る許可のみが当該手続の対象になっているという事実はありません。また、漁獲実績のある船舶の使用権を取得して許可を受けた場合には、当該船舶の漁獲実績を考慮することが適切であると考えています。</p>
10	<p>私は千葉で漁師をしています。私は4年前に延縄を始めました。その為に船を作りました。</p>	<p>【くろまぐろの漁獲枠はWCPFCによる厳格な管理が行われていること】</p> <p>くろまぐろ資源については、過剰漁獲により資源量が歴史的最低水準付近ま</p>

<p>そしてクロマグロのTACが始まりました。船の借金を返していくのに色々な漁をしています。私の一年の水揚げの殆どが延縄によるものです。その内クロマグロの水揚げが半分くらいです。それだけマグロの水揚げは大きいものです。それと誰が考えてもおかしいことがあります。それは国の水産機関の考えです！各船口を揃えて言っていると思いますが産卵期の巻き網による価値の無い鰯の水揚げです！産卵期で極端に群れたクロマグロを簡単に巻いて安い値段で取り引きされていることです。そんな事をこの国はまだ続けているのです。それを許可しているのは国です。</p> <p>私達延縄や1本釣りといった漁は持続可能な漁です。そして価値のあるクロマグロを市場に出せる漁です。漁獲割当をもっと私達に下さい。</p> <p>そうする事でクロマグロは確実に増えます。国がもっと真剣になれば必ず良くなります。</p> <p>よろしくお願いします。</p>	<p>で減少したことを受け、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）における合意内容に基づき、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 30kg未満の小型魚の漁獲を平成14年（2002年）～16年（2004年）水準から半減させること</li> <li>2) 30kg以上の大型魚の漁獲を同期間の水準から増加させないこと</li> </ol> <p>等の厳しい国際的な管理が実施されており、大型魚の我が国への国別割当では毎管理年度4,882トンとなっております。</p> <p>このように厳格な数量管理が国際的に求められる中で、我が国の漁獲枠は、水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会によりとりまとめられた「第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」に基づいて、関係する大臣許可漁業及び都道府県に配分しているところです。</p> <p>この大臣許可漁業及び都道府県への配分量については、その増枠に関し各方面から様々御意見をいただいておりますが、我が国の漁獲枠の増枠が実現していない現状では、各種の事情に配慮して、特定の漁業種類等に対する配分を増やすことができる状況にはありません。ただし、こうした状況ではありますが、かつお・まぐろ漁業に対しては資源評価に用いられる漁獲データ収集のため、30kg以上の大型魚の漁獲枠について、令和元年度（2019年漁期）から、漁期途中の追加配分を行ってきており、また、関係する漁業者の皆様による資源管理の取組等により一定程度資源の回復傾向が見られたことから、かつお・まぐろ漁業に対するくろまぐろ（大型魚）の配分数量は、平成30年（2018年）の218.8トン（東シナ海等かじき等流し網漁業等含む）から令和3年（2021年）7月現在で571.4トンにまで増加させています。</p> <p>我が国としましては、引き続き、WCPFCにおいて我が国の漁獲枠の拡大に努めるとともに、来年度以降の漁期の配分については、WCPFCにおいて我が国の漁</p>
--	---

		<p>獲枠が決定した後に、適切に対応してまいります。</p>
11	<p>第一 意見公募の目的について</p> <p>「意見公募手続き制度」は、命令等を制定の際に、事前に、広く一般からの意見を募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正性の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に役立てること」を目的としているものでありますが、</p> <p>①パブリックコメントの期間が短すぎる</p> <p>個人だけの意見だけでなく、当事者団体や組織において、意見をとりまとめ・提出にあたっては更に期間が必要であると思います。</p> <p>②周知の方法が不十分</p> <p>広く意見、情報を募ることにおいて、パブリックコメントを知らない国民が多く、期間が過ぎてしまうのではないかと考えられます。</p> <p>特に本改正案については、当事者の方々には、パブリックコメントの公開について広く周知を図る様に努めることが必要であると考えます。</p> <p>行政運営の公正性と透明性の確保について、当事者の意見・情報を広く募るという意欲が見受けられず、重要な改正であるからこそ、当事者、国民からの多様な意見・情報を集め、それを基に審議されることが望ましいと思います。</p>	<p>【パブリックコメントの方法等について】</p> <p>今回のパブリックコメントについては、意見募集期間の設定や意見募集の方法等は行政手続法等所定の法令に基づいたものであり、可能な限り関係する皆様に意見募集を実施している旨の周知を行っているところですが、頂いた御意見は今後のパブリックコメントの運用に当たっての参考にさせていただきます。</p>

<p>第二 漁獲割当割合の設定基準について</p> <p>①割当割合の設定基準については、まず生活・経営に直結する漁業者に対して、意見・要望を受けたものを基に、方針の改正、告示案作成を行った上で、広く国民に意見を求めるべきであると考えます。</p> <p>②設定基準において、基準期間3カ年の実績がない大臣許可漁業者に対しては、本改正案においては、船舶の大きさ、漁獲能力等を無視した割当割合になる恐れがあります。</p> <p>3カ年未満の大臣許可漁業者は、船舶の能力、大きさに関わらず、実績のないまま不公平な割当割合の配分により、倒産、廃業に追い込まれる可能性も出てきます。</p>	<p>【くろまぐろ（大型魚）のかつお・まぐろ漁業における公的IQ導入に係るこれまでの説明状況】</p> <p>平成30年12月14日に公布された新漁業法では、資源管理は漁獲可能量による管理を基本とし、また、漁獲量の管理は漁獲割当てによる管理で行うことを基本としています。</p> <p>令和2年9月に策定・公表した新たな資源管理の推進に向けたロードマップにおいても、令和5年度までにTAC魚種を主な漁獲対象とする大臣管理漁業には、原則IQ管理を導入することを明記しています。</p> <p>かつお・まぐろ漁業では、資源管理基本方針において、「漁獲可能量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。なお、漁獲割当てによる管理に向けて、漁業者自身による自主的な取組として、試験的に船舶ごとに漁獲量を割り当てる手法を組み合わせた管理を行うものとする。」とされたことを受け、漁業者との意見交換を令和2年秋から行ってまいりました。</p> <p>【法定の勘案事項の勘案状況】</p> <p>漁獲割当割合の設定の基準を定めるに当たっては、漁業法第17条第3項及び漁業法施行規則第5条の規定に基づき、「船舶等ごとの漁獲実績」、「船舶の総数又は総トン」、「採捕する者の数」、「その採捕の実態又は将来の見通し」、「漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数」を勘案することとされています。</p> <p>今回の改正案でお示ししている、漁獲割当割合の設定基準は、令和3年7月20日に開催された第111回水産政策審議会資源管理分科会に提出した資料</p>
--	--

<p>公正を欠く基準期間の設定は、一部の漁業者にだけ優遇された措置となります。</p> <p>割当割合の設定基準は、3ヵ年の実績に固定せず、総合的な判断材料を基に、検討し直すべきであります。</p> <p>③近年のマグロの資源状況は、依然として低い水準にありますが、その背景として、0～2歳の未成魚を多く漁獲していることも要因の一つであります。それを踏まえ、資源管理強化に向けた設定基準を設けるべきではないかと思いません。</p> <p>④令和6管理年度以降の漁獲割当割合を設定する際に、「漁業者による自主的な取組として、試験的に船舶ごとに漁獲量割り当てる手法～」と記載されていますが、漁業者からは、水産庁からのルールの強要があったとの情報も寄せられています。</p>	<p><a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/210720-2.pdf">https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/210720-2.pdf</a> 13頁を参照)にも記載しておりますとおり、上記の事項を勘案した結果となります。</p> <p><b>【0歳から2歳の未成魚の資源状況も踏まえて枠を設定すべき】</b></p> <p>くろまぐろの0歳から2歳魚は重量にすると30kg未満の小型魚に該当します。くろまぐろ小型魚は平成26年(2014年)のWCPFCにおいて、平成27年(2015年)以降の措置として、漁獲量を平成14年から平成16年(2002年から2004年)までの平均漁獲量から半減させることが決定されました。以降我が国においてもこの決定に従い管理を実施しているところです。くろまぐろの資源状況は、令和2年(2020年)の評価結果によれば低い水準にあるものの緩やかな回復傾向にあります。</p> <p>引き続き、WCPFCでの決定を踏まえつつ、適切な資源管理に努めてまいります。</p> <p><b>【自主的IQの扱い】</b></p> <p>令和3年4月から「くろまぐろ(大型魚)かつお・まぐろ漁業(4月から12月まで)」の管理区分において実施することとされている自主的な取組としての漁獲割当では、あくまで漁業者の皆様任意の協力をお願いするものであり、これまでの各種説明会においてもこの旨で御説明させていただいております。</p> <p>実際に令和3年4月以降、各漁業者の皆様御判断に応じて取組の状況は異</p>
--	--

	<p>強制的な手法であるとするれば、それをもって検討し、結論を得る事は、到底できないものと考えます。</p> <p>第三 漁獲可能期間について</p> <p>資源管理を強化するという上での方針を、一部改正するものであるから、漁獲可能期間が周年というのは、相応ではないと思います。</p> <p>資源管理基準は、必要なものであると認識していますが、当方針の告示案の内容であれば、公正性の確保に欠けるものであり、パブリックコメントに提出される意見を十分に考慮して頂き、漁業者の権利利益の保護に努めて頂きますようお願い致します。</p>	<p>なっておりますが、自主的な取組を実施していない漁業者の方々に実施を強制させるような対応は行っておりません。</p> <p>漁業者による自主的な取組として、試験的に船舶ごとに漁獲量を割り当てる手法を組み合わせた管理が行われた令和3管理年度の漁獲量をどのように取り扱うかについては、行政手続法第32条第2項を含む関係法令の趣旨にのっとり検討を行い、令和4管理年度中に結論を得ることとします。</p> <p>【漁獲割当ての管理期間を周年とすること】</p> <p>本年（令和3年）まで、かつお・まぐろ漁業に対する漁獲可能量の配分は期間別の管理をしてきましたが、漁獲の急激な積み上がりで漁獲できる期間が短縮される状況が生じています。このような状況を踏まえ、公的IQにおいては、各漁業者が各自の裁量に基づいて計画的にくろまぐろの漁獲を行えるように周年とすることが適切と考えています。</p>
12	<p>告示案のみ提示するのではなく、改正の概要がわかりやすい資料もつけていただけると、理解しやすいのですが。</p>	<p>【パブリックコメントの方法等について】</p> <p>今回のパブリックコメントについては、意見募集期間の設定や意見募集の方法等は行政手続法等所定の法令に基づいたものですが、頂いた御意見は今後のパブリックコメントの運用に当たっての参考にさせていただきます。</p>

13	<p>今回の IQ 管理導入に関しては資源管理をしなければならぬという状況は理解しておりますので反対意見はありません。しかし今までも一貫して訴え続けてまいりました、この計算方法での配分では存続できない漁業者が噴出するという意見を全く無視しています。</p> <p>私は政策審議会において一連の説明と私の発言に対して発言をした事務局の方に以下を申し上げます。</p> <p>我々のように実績期間が3年に満たない船について、船が存在しなかった無形期間を数える考え方は違う。そのために30パーセントを均等割りにし一隻当たり約600キロを配分すると言っている。これが一航海分の配分として適当な数量と説明しているが、いったいどこから聞いて正しいと言っているのか。自分の立場、だけでの見方はやめてほしい。一航海を何日で、何人で、どれくらいの燃料を焚いて、どれくら</p>	<p>【くろまぐろ（大型魚）のかつお・まぐろ漁業における公的 IQ 導入に係るこれまでの説明状況】</p> <p>平成30年12月14日に公布された新漁業法では、資源管理は漁獲可能量による管理を基本とし、また、漁獲量の管理は漁獲割当てによる管理で行うことを基本としています。</p> <p>令和2年9月に策定・公表した新たな資源管理の推進に向けたロードマップにおいても、令和5年度までにTAC魚種を主な漁獲対象とする大臣管理漁業には、原則IQ管理を導入することを明記しています。</p> <p>かつお・まぐろ漁業では、資源管理基本方針において、「漁獲可能量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。なお、漁獲割当てによる管理に向けて、漁業者自身による自主的な取組として、試験的に船舶ごとに漁獲量を割り当てる手法を組み合わせた管理を行うものとする。」とされたことを受け、漁業者との意見交換を令和2年秋から行ってまいりました。</p> <p>【勘案事項の勘案状況】</p> <p>漁獲割当割合の設定の基準を定めるに当たっては、漁業法第17条第3項及び漁業法施行規則第5条の規定に基づき、「船舶等ごとの漁獲実績」、「船舶の総数又は総トン」、「採捕する者の数」、「その採捕の実態又は将来の見通し」、「漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数」を勘案することとされています。</p> <p>今回の改正案でお示ししている漁獲割当割合の設定基準は、令和3年7月20日に開催された第111回水産政策審議会資源管理分科会に提出した資料  <a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/210720-">https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/210720-</a></p>
----	---	---

いの経費がかかり、600キロがいくらの水揚げになるという事を想定するのが漁師であり経済である。資源管理が仕事でそれを主観にするのはわかる。しかし我々漁師はその目方をお金で考えなければならない。単に配分の減少だけではない、コロナ禍における消費の減少、それに伴った売値の減少、それだけではない我々の問題は多方面からくる。それなのに、数字は堅めの考えでありますとか、妥当な数字だと思っておりますか、カバーできる数字であるなどと事務方が個人的な感覚で無責任なことを言っははいけない。目方の平均をとるなら経費の平均も取らなければおかしいし、売り上げの平均も取らなければおかしい。だいたいこのような大切なことをどこの誰に、何人にリサーチしたのか疑問である。机上で自分の立場からのみの偏った考えを現場に押し付けてはならないし、事務局があたかも公平な調査をしたかのような発言をして、上司や他の方々を納得させるようなやり方をしてはならない。事務局から説明しているという一言で、審議委員の皆さんを納得させても我々からしてみれば一方的な結果を押し付けられた以外のなにものでもない。これまでを振り返っても十分な説明を受けてきたとは到底言え

[2.pdf](#) 13頁を参照)にも記載しておりますとおり、上記の事項を勘案した結果となります。

【くろまぐろ（大型魚）のかつお・まぐろ漁業における公的IQの設定基準として過去3年の実績を用いること】

漁獲実績を勘案する基準期間を設定するに当たっては、過去1年など直近年のみのデータを用いると不漁等の事態による漁獲量の減少がそのまま反映されてしまうこと、長期間遡ると近年の漁獲状況の反映には適さないことを勘案して、今回の改正案では「漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度12月末日までの3年間」を基準期間としています。これにより令和4～5管理年度の年次漁獲割当量の設定に用いる漁獲割当割合の設定においては、平成30年から令和2年（2018年から2020年）が基準期間に該当することとなります。なお、過去3年分の漁獲実績を用いることは、漁獲可能量での管理（TAC管理）を行っている既存の特定水産資源（TAC管理を行う資源）における大臣管理区分及び都道府県への配分においても基本として採用している考え方となります。

平成30年12月14日に公布された新漁業法では、特定水産資源に指定された魚種の管理はTAC管理を行うこととなっており、TAC管理の手法の1つとして、漁獲割当てによる管理の導入が議論されてきたところです。

令和2年9月に策定・公表した新たな資源管理の推進に向けたロードマップにおいても、令和5年度までにTAC魚種を主な漁獲対象とする大臣管理漁業には、原則IQ管理を導入することを明記しています。

かつお・まぐろ漁業では、資源管理基本方針において、「漁獲可能量の管理の

ない。話し合いの時には水産庁の代表です。国際課の課長として話しておりますと自らが力話し、双方納得がいくまで向き合いますと話していたはずである。一軒一軒の漁業者のところへ根気よく回って、現場の声をよく聞いて意見を取り入れます。直ぐではない、皆と話がつくまでは施行しない、周年管理だけは絶対にない1月から3月までは従来通りですと漁協の役員とまでも約束していたはずである。これらのこともみな個人的な発言が含まれていたのであれば執行部の方々が気の毒でならない。この事はみな嘘だったのか。騙されたと言っている者もいる。昨年11月から二、三回意見交換をしたのみで、そのたびに期待を持たせ時間を稼いで、気づいた時には3月末。説明とは違う内容で一方的に方向を決めておいてよくもあの場で説明したなどと平然と言ったことには人間として呆れてしまった。水産庁からの立場をもって出てきた人物が漁業者に対して発した話の内容がすべて一方的に覆されるのであれば、資源管理どころか日本の漁業など全てやめたほうが良い。そんな無責任な管理のもとで仕事をする気にもなれない。我々に発した内容はひとつも公表せずに事前に説明したというような事を平然と発

手法は、漁獲量の総量の管理とする。なお、漁獲割当てによる管理に向けて、漁業者自身による自主的な取組として、試験的に船舶ごとに漁獲量を割り当てる手法を組み合わせた管理を行うものとする」とされたことを受け、漁業者との意見交換を令和2年秋から行ってまいりました。

なお、各管理年度において各船舶が漁獲できる具体的な数量（年次漁獲割当量）は、管理年度ごとに、当該管理年度で設定された漁獲可能量のうち漁獲割当てによる管理を行う管理区分に配分された数量に、設定を受けた漁獲割当割合を乗じることで設定されますが、この年次漁獲割当量は、漁業法第22条に基づき移転を受ける者と移転をしようとする者で共同申請をし、農林水産大臣の認可を受けることにより移転をすることができます（他方、漁獲割当割合については、一定の条件の下、漁業法第21条に基づく移転が可能です）。

#### 【漁獲割当ての管理期間を周年とすること】

本年（令和3年）まで、かつお・まぐろ漁業に対する漁獲可能量の配分は期間別の管理をしてきましたが、漁獲の急激な積み上がりで漁獲できる期間が短縮される状況が生じています。このような状況を踏まえ、公的IQにおいては、各漁業者が各自の裁量に基づいて計画的にくろまぐろ漁獲を行えるように周年とすることが適当と考えています。

#### 【パブリックコメントの方法等について】

今回のパブリックコメントについては、意見募集期間の設定や意見募集の方法等は行政手続法等所定の法令に基づいたものであり、可能な限り関係する皆様に意見募集を実施している旨の周知を行っているところですが、頂いた御意見は今後のパブリックコメントの運用に当たっての参考にさせていただきます

<p>言することは非常に問題である。大体、事務方は HP に載せているとか、パブリックコメントを実施したとか、意見を求めたとか言っているが、掲載したというだけでとてもお粗末な内容だ。説明したと満足しているのは事務局のマスターページのようなもので、現実には掲載されていることすらみじんも知らない漁業者が大半である。今回の IQ 制度のパブリックコメントがあることも、漁業者どころか漁協さえも知らないありさまだ。漁協さえも知らないのはたして漁業者から意見公募をしたと言えるのか。漁協が知っていれば即座に漁業者へ連絡をする。漁業者が一番早く確実に知る術は漁協である。水産庁ではないし HP ではない。それで意見を聞いたなどと事務方は発言してはならない。しかも複雑でたどり着くのにもやっとなような HP に法の改正案という法的用語を並べた素人では理解しにくい結果書面だけを掲載し、その考え方の過程にもなる、政策審議会の議事録はパブリックコメントの締め切り期日の前日まで掲載しないようなやり方だ。短時間で議事録を見て、水産庁の考え方を精査し、それに対してコメントする作業は仕事を抱えている漁業者には不可能である。こんなやり方で「広く漁</p>	<p>す。</p>
--	-----------

業者の皆様には意見を求めた」などと言えるのだろうか。意図的と思われるような手法は早急に改めるべきだ。重ねてあなたに意見するが今回も、今までも、パブリックコメントがあったことすら知らない漁業者ばかりなのに、漁業者へ対して十分な説明をして意見を求めたようなことを会議の場で言うてはならない。それとも HP を見ない漁業者が悪いと言いたいのか。漁業者は毎日 PC をひらいて水産庁の HP をチェックしなければならないという事か。それならそれで決まりをしてほしい。お知らせ程度の事であればまだ少しはわかるが、このような重要なことは末端の漁業者まで徹底して周知させなければならない。その上ではじめて説明したというべきだ。「重要な事項の周知については今後工夫をしていきたい」などと言っていたが、そんなあなたの個人的な表現でこの問題をさらっと流されたらたまったものじゃない。このような危険な要因を含む問題を「今後の課題に」程度に平然と流す事務担当者はいかがなものか。事務員の個人的な主観は必要ない。それでは困る。責任ある長官が気の毒である。かたちの上では審議会に呼び意見を聞いたふりをしていても実際にはそれをすべて否定してい

	るだけである。それで議論し漁業者へよく説明したようなことを記録に残されては困る。	
--	--	--